

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金に関する質疑応答(キャリアパス要件等関係)

(平成22年8月27日現在)
京都府健康福祉部障害者支援課

※現時点での主な質問をとりまとめたものです。今後、修正、追加等を行うことがあります。

番号	区分	質 問	回 答
1	届出方法等	キャリアパス要件等届出書とは、どのようなものですか。	キャリアパスとは仕事の経験を積み、次第に能力や職位をあげていく経歴(キャリア)の道筋(パス)のことです。具体的には、必要な人材に求められる能力要件や技能・技術等を明確にして段階的に決定し、従業者はそれを目指しながら経験をつんでいくシステム作りをおこなうということです。福祉・介護の職場で職員が処遇改善され、定着していくためには、助成金の交付とともにシステムづくりが必要なことから、届出ることとなっています。
2	届出方法等	平成22年度事業承認申請は法人一括で行いましたが、キャリアパス要件等はどのように届け出るのですか。	「キャリアパス要件等届出書」は承認申請単位(法人)で1枚作成の上、事業所一覧(添付書類1)を添付してください。事業所単位で要件等が異なる場合は、「備考」欄に記載してください。
3	届出方法等	キャリアパス要件等届出書の提出先はどこですか。	京都市内の対象事業者は、京都府健康福祉部障害者支援課へ、また京都市以外の事業者は、管轄の保健所に届出てください。郵送を基本としますが、直接、提出も受け付けます。
4	届出方法等	届出期限は平成22年9月30日とありますが、郵送必着ですか。	平成22年9月30日郵便消印有効。期限までに提出されない場合、平成22年10月サービス提供分から助成金が20%減額されるので、ご注意ください。
5	届出方法等	10月以降に新規に事業所を開設する法人です。キャリアパス要件等届出書の提出はどうすればよいですか。	事業承認申請と同時に届出を行うようにしてください。提出がない場合、助成金が20%減額されるのでご注意ください。
6	届出方法等	キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合はどうすればよいですか。	交付率の変動がある場合又は要件Ⅰ・Ⅱ間の変更に限り、変更届の提出が必要です。変更内容については、変更届出日の翌月以降のサービス提供に関する助成金の額に反映されます。変更届の詳細については、障害者支援課までお問い合わせください。
7	届出方法等	キャリアパス要件等届出書は、すべての福祉・介護職員に対し周知するとあるが、どのような方法で行えばよいですか。また、周知したことの証拠書類の添付は必要ですか。	処遇改善の対象となるすべての福祉・介護職員への周知については、会議等で説明、メール、掲示など事業所の状況に応じて適切な方法で行ってください。職員に周知を行ったことについての証明資料は必要ありませんが届出書下段の法人名・代表者名・代表者印でそのことを誓約してください。
8	届出方法等	「要件1」を説明するための添付資料は就業規則以外にどんなものがありますか。	就業規則以外に要件について定める給与規定、管理規定、人材育成に関する規定などの法人独自の規定を含みます。なお、提出にあたってはどの部分が該当するのかを(〇〇規則第△条に該当)など具体的にわかるように書いてください。
9	届出方法等	キャリアパス要件を満たすために就業規則を改正したが、就業規則の変更届出をする必要がありますか。	キャリアパス要件等届出書に添付して提出する場合は、変更届を提出する必要はありません。

番号	区分	質 問	回 答
10	届出方法等	キャリアパス要件等について、後日、実績報告は必要ですか。	必要ありません。
11	届出方法等	キャリアパス要件等届出書は、毎年度承認申請の際に提出する必要がありますか。	内容に変更がなければ、毎年度提出する必要はありません。
12	届出方法等	キャリアパス要件等届出書の提出後、交付率決定の通知はあるのですか。	特に、通知は行いません。 ただし、京都府で届出内容を確認した結果、問い合わせや書類の修正・追加等が必要ときは担当者あて直接連絡します。その結果、交付率が変更する場合があります。
13	キャリアパス要件	キャリアパス要件Ⅰを満たすための就業規則改正が、届出期限(9/30)までに間に合わないが、改正案の段階で、届出を行ってもいいですか。	改正案の段階でキャリアパス要件Ⅰを選択することはできません。一たん、要件Ⅱで期限までに届出を行い、規則改正が完了してから改めて、キャリアパス要件等の変更届を行ってください。 ただし、法人の取扱要領等、就業規則以外のもので要件Ⅰが明確に規定されている場合は、要件Ⅰで届け出ることができます。
14	キャリアパス要件	賃金体系については、必ず給料表で定める必要がありますか	職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系であれば、必ずしも給料表を定める必要はありません。
15	キャリアパス要件	任用要件や賃金体系について、就業規則で定めずに別途取扱要領で運用しているが、要件Ⅰに該当しますか。	就業規則の他、法人の取扱要領や内規等で定めている場合は該当します。承認申請時に上記資料を添付していない場合は、キャリアパス要件等届出書に添付して提出が必要となります。
16	キャリアパス要件	要件Ⅱを選択する場合、資質向上のための計画期間は賃金改善実施期間と同じでなければならないのでしょうか。また、福祉・介護職員の能力評価についても、賃金改善実施期間内に行う必要がありますか。	資質向上のための計画については、計画期間等の定めは設けておらず、必ずしも賃金改善実施期間と合致していなくてもかまいません。同様に、福祉・介護職員の能力評価についても必ずしも賃金改善実施期間内に行う必要はありません。
17	キャリアパス要件	要件Ⅰについて、国が公表しているキャリアパスモデルのように、細かく職位・職責を設定する必要がありますか。	国が公表したキャリアパスモデルはあくまでも一例であり、キャリアパス要件Ⅰを示したものではありません。職位、職責又は職務内容等について、必要以上に細かいものを設ける必要はなく、各法人の実態に合わせて適切に定めてください。
18	定量的要件	承認申請時の処遇改善計画書に記載した「平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)賃金改善以外の処遇改善事項」の内容と異なっても問題ありませんか。	問題ありません。
19	定量的要件	「選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と明らかに重複する事項を記載しないこと」とあります。 例えば、キャリアパス要件Ⅱを選択し、「⑥イ資格取得のための支援」に「受験料の補助」と記載した場合、その金額は定量的要件へ計上できないということでしょうか。	お見込みのとおり。キャリアパス要件Ⅱを選択した場合、要件Ⅱに係る研修に要した費用や資格取得のための支援に要した費用については、定量的要件に計上することはできません。
20	定量的要件	定量的要件に計上した費用に、処遇改善助成金を充てることはできますか。	処遇改善助成金は、福祉・介護職員の賃金改善以外に充当することはできないため、定量的要件に計上した費用に充てられません。

番号	区分	質 問	回 答
21	定量的要件	法人一括で届出を行う場合、定量的要件に係る費用はどう記載するのでしょうか。	法人全体で要した費用の概算額を記載することで差し支えありません。ただし、全ての事業所の福祉・介護職員に対して、その旨を併せて周知願います。
22	定量的要件	定量的要件の概算額と、平成21年4月報酬改定を受けての法人収益増減との間に、関連性をもたせる必要はありますか	必要ありません。定量的要件の概算額については、0円を超える額であれば金額の大小に制約はありません。
23	定量的要件	定量的要件の概算額について、各経費ごとの内訳を示す必要はありますか。	主たる経費の名称と総額のみ記載でかまいません。
24	定量的要件	定量的要件に係る備品購入について、購入が決定しているが納品がまだの場合、計上することはできますか。	支払いが完了している経費を計上するのが原則であるが、契約が成立している場合には、当該契約額(または見積額)も含めて差し支えありません。
25	定量的要件	次の費用は、定量的要件の概算額に計上できますか。 ①非正規職員から正規職員へ転換した場合の賃金増 ②無給の休暇を有給化したことに要する賃金 ③人材育成のための研修費用 ④出産、子育て支援強化のための臨時職員の雇用 ⑤事務処理の迅速化、省力化のためのパソコン購入、システム導入 ⑥リスクマネジメントのためのコンサル費用 ⑦こころの健康相談のカウンセリング費用	定量的要件に計上できるのは、賃金改善以外の処遇改善であって、平成20年10月以降新規に導入、または既存の制度を充実・強化したものが該当します。各事項の可否及び該当箇所については、以下のとおりです。 ①可 ②可(休暇制度の改善) ③可(人材育成環境の整備) ④可(出産、子育て支援の強化) ⑤可(業務省力化対策) ⑥可(職場環境の事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成) ⑦可(健康管理面の強化)
26	定量的要件	業務省力化対策として福祉・介護職員の人数を増員している場合、増員分の人件費を定量的要件の費用とみなしてよいか。また、増員分の交付金による賃金改善額も定量的要件の費用としてよいですか。	定量的要件は、福祉・介護職員に対して実施した賃金改善以外の処遇改善にかかった費用を示すことを求めています。したがって、増員分の人件費のうち、賃金改善分以外の人件費については定量的要件に計上できませんが、賃金改善分は定量的要件の費用として計上できません。